

60歳未満でご退職された皆様へ 企業型確定拠出年金(企業型DC) 退職後のお手続きのご案内

退職後は、企業型DCの資産を6か月以内※に移換するお手続きが必要です。期限までに移換手続きが完了しなかった場合、ご自身のDC資産が国民年金基金連合会に自動的に移換されます。お早めに移換手続きしましょう

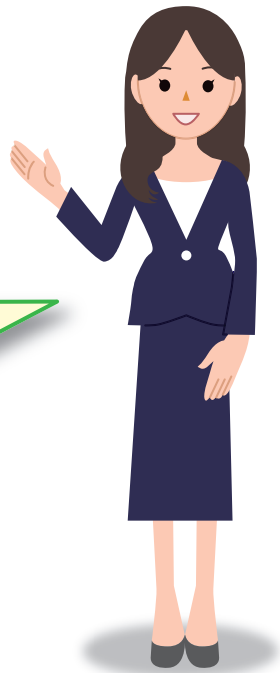
※退職日の翌日(資格喪失日)が属する月の翌月から起算して6か月以内

移換手続きの詳細は中面をご確認ください

ご参考 お手続きのご案内動画



皆様の必要な移換手続きを診断いたします
お持ちのスマートフォン・タブレット端末で読み取ってください



60歳以降でDC資産を受け取る際、退職所得の受給に関する申告書が必要となります。41歳以降にDC以外の退職金が支給された場合は、支払額が記された「退職所得の源泉徴収票」を申告書に添付する必要がありますので、失くさずに保管ください

退職後の住所変更手続き

退職時から住所が変わった場合は、Webからご自身で住所変更を行ってください

メールアドレス変更手続き

会社のメールアドレスを登録されていた方は、Webからご自身でメールアドレスの変更手続きを行ってください

三井住友信託ライフガイドにログイン後、手続き・相談メニューの運用商品の変更
NRKサイトへ(ユーザーID・暗証番号が必要)

基本情報照会 ▶ 氏名・住所・連絡先の変更はこちら

電子サービス管理 ▶ メールアドレス設定

Copyright. © Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited. All rights reserved

■本資料は、情報の提供を目的として作成しており、具体的な対応についてはお客さまのご判断により行っていただくことになります。お客さまのご判断によって行ったご対応の結果生じた損害につきましては、弊社は一切責任を負いません。■本資料は、法律・会計・税制上の助言をなすものではないため、法律・会計・税制上の取扱いについては各専門家にご確認くださいませようようお願い申し上げます。■本資料に係る一切の権利は、他社資料の引用部分を除いて三井住友信託銀行に属し、いかなる目的であれ本資料の一部または全部の無断での使用・複写・複製は、法律で認められた場合を除き、著作権の侵害になります。■本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社コールサービス等にご照会くださいますようお願い申し上げます。■本資料は2024年12月1日現在の弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものです。その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。また、今後の金融情勢、社会情勢等の変化により、内容が変更となる場合がございます。



三井住友信託銀行

例外

脱退一時金 について

例外として、以下のいずれかに該当する場合は給付金(脱退一時金)を受け取ることができます

★請求書類については、三井住友信託確定拠出年金コールサービスまでご連絡ください



例外1 資産額15,000円以下の方

以下の要件を全て満たす場合に、給付金(脱退一時金)を受け取ることができます

- 資産額が15,000円以下であること
- 企業型DCおよびiDeCoの加入者でも運用指図者でもないこと
- 加入者資格喪失日の翌月から起算して6か月以内であること

例外2 資産額15,000円超の方

以下の要件を全て満たす場合に、給付金(脱退一時金)を受け取ることができます

- 1 60歳未満であること
- 2 企業型DCの加入者でないこと
- 3 iDeCoに加入できない者(注)であること
- 4 日本国籍を有する海外居住者(20歳以上60歳未満)でないこと
- 5 企業型DC及びiDeCoの加入者として掛金を拠出した期間が1ヶ月以上5年以下、または個人別管理資産額が25万円以下であること
- 6 障害給付金の受給権者でないこと
- 7 最後に企業型DC加入者またはiDeCo加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと

(注) iDeCoに加入できない者とは…

- 1 国民年金保険料免除者
- 2 日本国籍を有しない海外居住者
- 3 DB等の他制度の加入者(企業型DCの加入者を除く)であって月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額がiDeCoの掛金の最低拠出額(5千円)を下回る者

価格変動リスクについて

ご退職後も選択された商品での運用が続き、投資信託保有の場合は日々時価評価額が変動します。移換の手続き途中で、保有商品は全て売却(現金化)され、その金額をもとに移換先DCの運用商品が購入されます。売却のタイミングを指定することはできないため、投資信託等をお持ちで価格変動を避けたい場合は、あらかじめ元本確保型商品に預替を行うことをご検討ください。なお、移換手続き書類提出後は預替を行うことができませんのでご注意ください

運用商品預替の方法 三井住友信託ライフガイドにログイン後、手続き・相談メニューの運用商品の変更
NRKサイトへ ▶ 運用商品預替より、お手続きが可能です

勤続年数が3年未満のご退職について

確定拠出年金規約によって、事業主掛金に相当する全額または一部を以前の勤務先に返還(事業主返還)するよう定められている場合があります。この定めにより、ご自身の資産額が少額、もしくはゼロとなることがありますが、移換手続きにより通算拠出期間の引き継ぎが可能です。なお、資産額が少額の場合、脱退一時金(上記例外ご参照)を請求できる場合があります

一定以上の障がい状態にある場合

傷病等によって、一定以上の障がい状態になっている方は障害給付金を請求することができます
詳細は「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へお問い合わせください

ご照会は、ぜひ三井住友信託ライフガイドをご活用ください!

NRK版

一般的なお問い合わせはDCチャットボットへ!

24時間いつでもAIが自動で回答します
ログインいただくとWeb相談機能も
ご利用いただけます
(ユーザーID・暗証番号が必要)

ライフガイド
DCチャットボット



よくあるご質問は
こちら



コールサービス
営業時間はこちら



お電話での
お問い合わせは

三井住友信託確定拠出年金コールサービス
0120-922-401 (通話料無料)

⚠ 移換手続きやiDeCoのお申込手続きについては、当社本支店窓口では承っておりませんのでご注意ください

※お問い合わせの際は、「0から始まる加入者番号」をオペレーターにお伝えください

※加入者番号は、ご加入の際に配付されたハガキや「確定拠出年金・残高のお知らせ」などに記載されています



必要なお手続きを確認しましょう

お手続き内容に不備がある場合、期限内にお手続きが完了しない可能性があります。お早めにお手続きください

※資格喪失日の翌月から6か月経過後、移換手続きをしておらず、かつ所定の要件を満たした場合は自動的に加入している個人型DC(以下iDeCo)または企業型DCへ移換される可能性があります

スタート

退職後のお立場は？

1

転職先に
企業型DCあり

企業型DC加入者となる場合

企業型DCへの移換が可能※1

転職先企業の担当部署に
お問い合わせください

2

転職先に
企業型DCなし

- 自営業等/学生
- 専業主婦(夫)
- 無職を含む

企業型DC加入者とならない場合

現在のiDeCo口座の
保有状況は？

A 保有している

B 保有していない

iDeCoへ
移換

3

DCに
移換しない

転職先DB(確定給付企業年金)へ移換※2

転職先DBの規約に移換可能な旨の定めがある場合に移換できます

通算企業年金(企業年金連合会)へ移換

移換手続きの詳細は企業年金連合会へご確認ください

企業年金連合会

検索

※1. 企業型DCに移換せず、iDeCoに移換してiDeCoの加入者または運用指図者になることもできます。ただし、企業型DCにてマッチング拠出を選択した方など、企業型DCとiDeCoとの同時加入ができない場合があります。詳しくは、転職先企業の担当部署にお問い合わせください

※2. 転職先のDB(確定給付企業年金等)制度の加入者となり、そのDBの規約にDC資産の移換受入可能なことを定めている場合はDBに移換することもできます。また、DC資産が国民年金基金連合会に自動移換されている方も、DC資産をDBへ移換できる場合があります。詳細は転職先企業の担当部署にお問い合わせください

●DBまたは通算企業年金へ移換するDC資産に加入者掛金を含む場合、DBの本人拠出相当額と異なりDCの加入者掛金の取扱いと同様、給付時に課税されます

●企業型DCからDBまたは通算企業年金への移換を行う場合には、DCに加入していた期間(勤続年数を含む)が移換先の制度設計に合わせた期間に調整される可能性があります。この場合、移換した企業型DCの期間は全体の通算加入者等期間から控除されることとなります。ただし、企業型DC及びiDeCoに同時加入している方の、iDeCoの加入者期間に影響はありません

A

ご自身でお取引されているiDeCoに移換をしてください

お手続きは、ご自身で加入しているiDeCoの取扱金融機関にご連絡のうえ、進めてください

詳細はこちらを
ご覧ください



iDeCoで掛金の拠出をしている方は、企業型DCの加入資格を喪失したことにより、お手続きが必要です

B

ご自身で金融機関を決めてiDeCoに移換をしてください

なお、移換とあわせてiDeCoに加入し、掛金を拠出することも可能です

iDeCoへの移換手続き方法

Step1 申込を行う金融機関の検討

取扱金融機関によって、手数料・商品のラインナップが異なります

取扱金融機関の詳細は、iDeCo公式サイト

(<https://www.ideco-koushiki.jp/operations/>) でご確認ください

三井住友信託銀行の
iDeCoについては
こちらをご覧ください



Step2 「加入者」または「運用指図者」を選択

国民年金被保険者(任意加入含む)・厚生年金被保険者の方は、ご自身で掛金を拠出しながら運用する「加入者」または掛金を拠出せずに運用のみ行う「運用指図者」のいずれかをご選択ください

Step3 申込手続きを実施

ご希望の金融機関にお問い合わせいただき、期限内にお手続きください

移換のお手続きは、受付からお手続き完了まで1~2か月程度かかります

国民年金基金連合会に自動移換されると以下のデメリットが生じます

- ①運用が行えず、積立もできないためDC資産を増やすことができません
- ②掛金を拠出することができないため税制優遇を受けることができません
- ③老齢給付金の受取開始時期が遅れる可能性があります
- ④各種手数料が次の通りご自身のDC資産より差し引かれます

内訳	手数料(税込)
自動移換先への移換手数料	4,348円
自動移換先での月次手数料	自動移換完了の4か月後から月52円
自動移換先からの移換手数料	1,100円

